

返戻金制度について

受託者の紹介した人材が委託者に入社後、以下の各号に定める期間内に受託者の責めに帰すべからざる事由により退職（当該人材の自己都合による退職を含む）若しくは解雇に至った場合、受託者は何らの責任も負わない。

但し、委託者に採用された当該人材が、入社後6か月以内に受託者の責めに帰すべき事由により退職した場合は、受託者は、委託者に対し、委託者と受託者の協議によって定めるところに従い、以下の各号に定めるとおり人材紹介料を返還する、又は、人材紹介料の返還をせずに代わりの人材を探すものとする。

入社後3か月以内 ：当該退職者に係る人材紹介報酬の50%相当額

入社後3か月超～6か月以内 ：当該退職者に係る人材紹介報酬の25%相当額

許可番号

事業所の名称 株式会社 HASH

事業所の所在地 岡山県加賀郡吉備中央町上野 2440-106
